

日本琉球ヘナ協会
規 約

日本琉球ヘナ協会規約

第一章 総則

第1条 (名称)

本協会の名称を日本琉球ヘナ協会と称す。

第2条 (事務所)

本協会の事務所を、沖縄県那覇市金城 3-8-11 ゆいビル 1F に置く。

第3条 (入会資格)

本協会は、原則として北海道、関東、東北、東海、関西、九州、沖縄地区を以て組織する。

第4条 (目的及び事業)

本会は、国産琉球ヘナを通して、会員相互の生活の向上を図るとともに、自らの意思に基づいて人々の健康、美容、地域社会貢献に努めることを目的とする。

第二章 役員

第5条 (役員の種類)

1 本会運営のために、次の役員を置く。

理事長 1名

副理事長 1名

地区統括代表者 7名

第6条 (役員の仕事)

理事長は、協会を代表して会務を総括する。

副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときの職務を代理する。

地区統括代表者は、担当地区協会の総括を行う。

第7条 (任期)

役員の仕事は1年とする。(ただし、再任を妨げない。)

(理事長及び副理事長においてはこの限りではない)

第3章 総会(役員会)

第8条 (総会の種別)

総会は、定期総会及び臨時総会とする。

定期総会は、毎年6月に開催する。

臨時総会は、理事長が必要と認めるとき、役員の過半数以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに招集することができる。

第9条 (総会の招集)

総会は、理事長及び副理事長が招集する。

2 総会を招集するときは、役員に対し、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の20日前までに通知しなければならない。

第10条 (総会の審議)

総会は、理事長または副理事長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 役員を選任及び解任に関する事項
- (4) 会則等の改正に関する事項
- (5) その他の重要事項

第11条 (総会の定足数)

総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。(ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。)

第12条 (総会の議決)

総会の議事は、出席した役員を過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第13条 (総会の議事録)

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(委任状を提出した会員も含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人5名以上の署名押印をしなければならない。

第4章 会計

第17条（経費）

会の経費は、入会権利金、登録料及びその他の収入をもってこれにあてる。

第18条（会費）会員は、初回10,000円(税別)を会費として本会が指定する方法により納入するものとする。

入会の場合は、該当月からの会費を徴収する。

退会の場合は、該当月までの会費を徴収する。（過納金があるときは、本人の申し出により返金することとする。ただし、申し出期間は該当月までとする。）

第19条（事業年度及び会計年度）

会の事業年度及び会計年度は、毎8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

第21条（会計報告）

収支計算書と財産目録を作成し、これを年1回総会で報告する。

第22条（委任）この会則に定めるもののほか必要な事項は、総会の議決を経て、理事長及び副理事長が別に定める。